

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中 核 市

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）については、平成 23 年 6 月 14 日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同 17 日に参議院で可決成立し、同 24 日に公布されたところです。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 244 号。以下「施行令」という。）が本年 9 月 20 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号。以下「施行規則」という。）が本日公布されたところです（別紙 1、2 参照）。

法、施行令及び施行規則の施行期日はすべて本年 10 月 1 日であり、法の趣旨及び内容については、平成 23 年 6 月 24 日付け社援発 0624 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」においてお示したところですが、施行令及び施行規則の趣旨及び内容は別添通知のとおりですので、十分御了知の上、貴児童福祉主管部局をはじめ、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、施行規則附則において、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」等の一部改正も行っておりますので、あわせて御了知の上、こちらについても管内市町村をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られるようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら下記の連絡先までご連絡下さい。

---

施行令附則関係、施行規則第 1 条から第 3 条まで関係及び施行規則附則関係

→厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課企画法令係  
03-5253-1111（内線 3148、3046）

施行令本則関係及び施行規則第 4 条から第 7 条まで関係

→厚生労働省大臣官房地方課企画係  
03-5253-1111（内線 7255）

施行規則第 8 条関係

→厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係

03-5253-1111 (内線7920)

---